

第1章 会員規約

第1条（会員規約の目的）

会員規約は、もみじカード株式会社（以下、「当社」という。）が発行するカードレス仕様のハウスカード（以下、「カード」という。）による信用販売（以下、「ショッピング」という。）の取り扱いを規定することを目的とする。

第2条（総則）

1. 会員契約は、これに同意したうえで、当社所定の申込書（以下、「申込書」という。）に記入した方（以下、「申込者」という。）が申込書を加盟店に提出した時点で申込みがあったものと解し、当社所定の審査により可決判定となった時点で契約が成立します。なお、可否判定の審査結果は、加盟店を介しての通知によります。
2. 当社は、当社が可決判定した個人または法人（個人事業主を含めて、以下、「会員」という。）に対して、会員資格を付与します。
3. 前項に伴い、会員は、会員契約を遵守する責を負います。
当社は、会員と加盟店との双方合意によって、不動産賃貸、不動産管理にかかる契約（以下、「原契約」という。）が成立したことを条件として、原契約で会員負担と定めた費用について、カードによるショッピングの利用ができるものとして扱います。

第3条（基本機能）

当社が展開するカードは、一般的なクレジットカードとは異なる基本機能を有し、具体的には次の各号によります。

- ① 会員番号や有効期限などが記載されたりアルカードを発行しません。カードレス仕様となります。
- ② 1回払い専用のカードとなります。
- ③ 有効期限は、ショッピングの利用代金を完済した日から1カ月後を原則とし、同時にカードは自動的に失効し、会員資格は消滅いたします。
- ④ カードの更新はありません。
- ⑤ 年会費は、永久無料とします。
- ⑥ カードレス仕様のため、暗証番号の登録はありません。
- ⑦ カードレス仕様のため、盗難紛失保険の付帯がありません。
- ⑧ 家族会員の制度はありません。
- ⑨ キャッシングなどのサービスはありません。

これにより、当社が展開するカードには、以下の特徴があります。

- ・あらかじめ使い過ぎを抑制して、消費者保護を図ること
- ・スキミングなどのカード犯罪をあらかじめ防止すること

第4条（ショッピング対象）

ショッピングの対象は、原契約の当事者である加盟店に限定します。

カードには、VISA/Master/JCB/AMEX/Diners などの国際ブランド加盟店で汎用的に利用できる機能はありません。

第5条（ショッピングの利用方法）

1. カードレス仕様のショッピングの利用においては、会員の特定について、会員番号などは使用せず、原契約に定める物件の名称や所在地、会員の名称を使用します。
2. ショッピングの利用は、次の各号による当社所定の書面（以下、「契約書等」という。）に対して、会員が署名する方法に限定します。
 - ① 申込書
 - ② 契約書
 - ③ 変更届、または、売上傳票

なお、会員以外の署名による契約書等は、無効の扱いとします。
3. ショッピングは、1回払いとします。
4. 当社は、会員が署名した契約書等で定めた日付をショッピングの利用日として扱います。

第6条（利用限度額）

1. 当社は、当社所定の審査を行い、利用限度額を付与します。
2. 次に該当した場合、当社は、当社所定の審査を行い、利用限度額の増減（一時的な増減ではありません。）を行います。
 - ・毎月定額となる費用の増減
 - ・毎年定額となる費用の増減
 - ・該当月のみにかかる費用の増減
 - ・その他、原契約に定める費用の増減
3. 同一会員において、原契約が複数存在するときは、これらと同数の会員資格を付与することをふまえ、個々の利用限度額の合計金額を利用限度額とします。
4. 前項目をふまえ、当社は、ショッピングの利用代金を合算した未決済残高として、利用限度額を管理します。

第7条（支払可能見込額の調査）

割賦販売法の支払見込額の調査の定めにより、申込者及び会員は、当社に対して、これに要する資料を提出することを承諾します。

第8条（立替払いの委託）

1. ショッピングの利用に伴い、会員は、当社が加盟店に対して立替払いを行うことを承諾し、会員規約の成立をもって、当社に対して、個々の立替払いを委託したことを承諾します。
2. 会員は、実際の立替金の支払いの前後を問わず、当社が加盟店に対する立替払いを決定したことによって、立替金の相当額の債権について、当社が加盟店から取得したことを承諾し、かつ、第14条に該当する場合を除いて、会員が加盟店に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含みます）を放棄することを承諾します。
3. 会員は、ショッピングの利用にかかる債権の特定と内容確認のために、会員と加盟店の取引記録などの情報について、加盟店から当社に開示されることを承諾します。
4. 当社による加盟店に対する立替払いは、毎月20日（土日祝日のときは前営業日）に実行します。

第9条（利用代金明細書）

1. 契約書等での会員の指定アドレスに従い、当社は、売上締日である毎月15日（土日祝日のときは前営業日）後の第一営業日に、電子メールで利用代金明細書を送信します。この場合、会員は、当社からの電子メール

の不着を防止する措置として、電子メールの受信環境などを整備します。

2. 前項で使用する電子メールのアドレスを変更する場合、会員は、当社に対して、速やかに変更内容を届け出ることが必要になります。
3. 会員が前各項によらず、当社からの電子メールが不着となったときは、通常到着すべき時に到着したものとして扱います。

第10条（弁済金の支払期日、支払方法）

1. ショッピング利用に伴う弁済金の支払期日は、原契約の定めにかかわらず、毎月26日（土日祝日のときは翌営業日）とします。
2. 弁済金の支払方法は、会員所定の金融機関による口座振替とし、新規登録や変更の手続きは、口座振替依頼書に記入、届出印を捺印する方法によります。
3. 前項の手続きが完了しないときの弁済金の支払方法は、次の各号とし、これに要する費用は会員負担とします。
 - ① 当社所定の銀行振込
 - ② 当社所定のコンビニエンスストア払い

第11条（当社による督促）

1. 前条に定める弁済金の支払いが履行されず、未収となった場合、会員は、電話や電子メールなどの手段によって、当社が督促できることについて、異議なく承諾します。
2. 当社による督促の有無、前後にかかわらず、会員は、速やかに、未収となった弁済金に次の各号を加算して支払うことについて、異議なく承諾します。

① 銀行振込に要した費用
② 督促にかかる事務手数料 ・督促1件（督促手段にかかわらず、月ごとの督促を1件とする。） について1,100円（消費税込）

3. 会員は、督促にかかる業務を当社が任意に外部委託できることについて、異議なく承諾します。

第12条（遅延損害金）

弁済金の支払いが遅延した場合、会員は、支払期日の翌日から返済日までの期間を対象として、弁済金の元金に対して、年14.60%を乗じた遅延損害金を負担します。

第13条（弁済金の充当順序）

会員からの弁済金、会員が当社に支払うべき債務を完済させるに足りない場合、当社は、次の各号に従い、元金、遅延損害金、手数料、そのほかの債務の順序で充当します。

- ① 遅延損害金 その発生の早いものから順次に充当
- ② 手数料 支払うべき時期が早いものから順次に充当

第14条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、支払停止の申請を行う前に、当該事由を解消するために、あらかじめ加盟店と直接交渉することが必要になります。
2. 支払停止の申請を行う際、会員は、当社に対して、当該事由を記載した書面（添付資料を含みます）を提出

し、かつ、会員は、当社からの要請に従い、当社の調査に協力します。

3. 前各号に従い、会員が支払停止の申請を行った場合、当社は、速やかに当社所定の手続きを開始します。
4. 次の各号のいずれかに該当するときは、支払停止の申請を行うことができません。
 - ① ショッピングの利用が割賦販売法の適用を受けないとき
 - ② ショッピングの利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき（営業目的など）
 - ③ 1回のショッピングの利用にかかる現金価格が3万8千円に満たないとき
 - ④ 会員による支払停止が信義に反すると認められるとき
 - ⑤ 前各号のほか、支払停止の抗弁事由が会員の責務によるとき
5. 当社が支払停止に相当する額を控除したうえで、控除後の金額を請求したときは、当然に会員がその支払責任を負います。

第15条（個人情報の保護）

当社は、個人情報の保護に関する法律に従い、個人情報を保護したうえで、次の各号により、第三者に対する提供、開示、漏洩、または、目的外使用が発生しないように適切な措置を講じます。

- ① 社内体制の整備
管理責任者を配置したうえで、関係法令と社内規則の徹底
- ② 個人情報の収集
その利用目的を明らかにして個人情報を適切な方法で収集
- ③ 個人情報の保有
個人情報の保護に要する安全対策（システムのセキュリティを含みます）を実施
- ④ 個人情報の利用
個人情報の保護の重要性を深く認識したうえで、その目的の範囲内において利用
- ⑤ 適切な対応
開示、訂正、削除を求められたときは本人の権利を尊重
- ⑥ 継続的な改善
個人情報の取り扱いや社内規則の見直しを繰り返し実施

第16条（業務委託）

当社は、会員規約にかかる業務を第三者（プロセッサー、サービサー、金融機関、保険会社、保証会社などを含みます）に委託できるものとし、この場合、当社は、個人情報の保護の水準を十分に満たしている委託先を選定したうえで、前条に伴う管理責任を負います。

第17条（届出事項の変更）

1. 当社に対する届出事項に変更が生じた場合、会員は、当社に対して、変更内容を報告することが必要になります。
2. 当社が適法に取得した個人情報などにより、届出事項に変更があると判断した場合、当社は、当該変更内容にかかる報告があったものとして扱います。

第18条（紛議の解決）

会員と加盟店との間で次の各号の紛議が生じた場合、会員は、加盟店と直接交渉して解決する必要があります。

- ① 原契約に定める内容、債務の不履行などに起因する事由

- ② 会員に対する接遇内容に起因する事由
- ③ その他、当事者が加盟店であると合理的に判断できるとき

第19条（表明保証）

1. 申込者及び会員は、当社に対して、会員規約の成立日以降、次の各号が真実、かつ、正確であることを証明し、保証します。
 - ① 正確性
会員契約の成立にあたり、当社に提供した情報は正確であり、かつ、当社に重要な情報がすべて開示されていること
 - ② 有効性
会員契約は、これが成立した会員において、有効で、かつ、拘束力があること
 - ③ 行為能力
会員契約にかかる権利行使と義務履行のための行為能力を有すること
2. 申込者及び会員が法人名義のときは、次の各号を前提に追加します。
 - ① 社内手続き
会員契約の遵守に対して、定款や社内規則等により求められる内部手続きを適正に完了していること
 - ② 適法性
会員契約の遵守は、割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、個人情報保護に関する法律などの関係法令、定款や社内規則等に抵触せず、会員規約の違反や債務の不履行などの事由にならないこと
 - ③ 非詐害性
会員契約を成立したことが詐害行為取消の対象とはならず、知りうる限りにおいて、会員契約に対する詐害行為取消、または、異議を主張する第三者が存在しないこと

第20条（取引時確認）

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律により、申込者及び会員は、次の各号により当社が取引時確認を求めることを同意します。
なお、法人名義のときは、実質的支配者も取引時確認の対象とします。
 - ① 当社からの要請に従い、取引時確認に要する運転免許証、健康保険証、旅券、商業登記簿謄本などの公的証明書（写しを含みます）、または、会社概要、営業許可証、そのほかの資料（以下、「確認書類」という。）を提出すること
 - ② 会員契約の成立日以降も引き続き、当社からの要請に従い、確認書類を提出すること
 - ③ 提出した確認書類は、当社所定の保護措置を講じたうえで保管され、返却されないこと
 - ④ 当社が確認書類を確認し、取引時確認の記録簿を作成すること
 - ⑤ 取引時確認にかかる業務を外部委託することがあること
 - ⑥ 外国PEPs関係者は、取引時確認がさらに厳格になること
2. 当社所定の期間内に、前項が完了しない場合、当社は、入会申込の謝絶、または、会員資格の取消を行うことができます。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者及び会員は、自己、自社が暴力団または暴力団関係企業に該当しないこと、かつ、自己、自社の役員と従業員に次の各号に該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が将来にわたっても存在しないことを確

約します（以下、本条の各定義は、暴力団員による不当行為の防止等に関する法律によるものとします。）。

- ① 暴力団員
 - ② 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 総会屋など
 - ⑤ 社会運動等標ぼうゴロ、または、特殊知能暴力集団など
 - ⑥ テロリスト
 - ⑦ 前各号に準じる者、または、前各号の共生者
2. 申込者及び会員は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等に対して資金などを提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 3. 申込者及び会員は、自らが、または、第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または、暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ 前各号に準じる行為
 4. 本条第1項ないし第3項に該当すると具体的に疑われる場合、当社は、申込者及び会員に対して、任意に事実関係の調査ができ、申込者及び会員は、当社の調査に協力します。
 5. 本条第1項ないし第3項に違反している疑いがあると当社が認めた場合、当社は、入会申込書の謝絶、または、会員資格の取消を行うことができます。

第22条（会員資格の取消）

1. 次の各号のいずれかに会員が該当した場合、当社は、会員に対する催告なしで、会員資格の取消を行うことができます。
 - ① 支払の停止、債務の不履行など、信用状態の悪化が顕著なとき
 - ② 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④ 仮差押、差押、競売の申立てを受けたとき
 - ⑤ 破産の手続き開始、民事再生の手続き開始、会社更生の手続き開始、特別清算開始の申立てがあったとき、または、自らこれらを申し立てたとき
 - ⑥ 会社の清算に入ったとき、解散の決議をしたとき（ただし、会社合併の事由は除きます）
 - ⑦ 監督官庁から営業取消や業務停止などの処分を受けたとき
 - ⑧ 法人名義のカードにおいて、親会社、子会社、関係会社が前各号のいずれかに該当したとき
 - ⑨ 個人や法人の特定、または、信用状況の判断にかかる事実について、虚偽の申告をしたとき
 - ⑩ 信用情報機関の情報等により、会員の信用状況が著しく悪化し、または、悪化のおそれがあると当社が判断したとき
 - ⑪ 会員が、本サービスに基づく債務のほか、当社に債務を負う場合において、その債務の支払いを怠った

とき

- ⑫ 会員規約に違反したとき、複数保有するカードにおいて、ほかのカードにかかる会員規約に違反したとき
 - ⑬ 会員が所在不明に至ったとき、死亡したとき、または、親族等からの連絡によって死亡を確認したとき
 - ⑭ 当社が認めた場合を除き、口座振替の登録、変更の手続きの開始から2か月を経過しても完了しないとき
 - ⑮ 個人や法人の営業活動のためのショッピングの利用に該当し、その弁済金の支払いを1回でも遅滞したとき
 - ⑯ 前各号のほかに、会員資格の取消が妥当と当社が判断できる事由が生じたとき
2. 当社が会員資格の取消を行った場合、当社は、加盟店等に連絡のうえ、ショッピングの利用を停止し、同時にすべてのカードの利用限度額を抹消します。
3. 会員資格の取消以降にショッピングを利用できたとしても、これにより生じた債務は、当然に会員がその支払責任を負います。

第23条（期限利益の喪失）

第20条、第21条、第22条のいずれかに該当して会員資格の取消に至った場合、会員は、会員契約による一切の債務について、当然に期限の利益を失い、当社に対して、当社所定の銀行振込により、直ちに債務の全額を支払うことについて、異議なく承諾します。

第24条（会員規約の変更）

当社は、当社所定の手続きにより会員規約を変更でき、変更した会員規約をホームページなどで公表します。なお、公表後に、当社が加盟店に立替払いしたときは、変更した会員規約を会員が同意したものとして扱います。

第25条（会員規約の問い合わせ）

会員規約の問い合わせなどは、第30条に記載する窓口で受付します。

第26条（準拠法）

会員規約にかかる準拠法は、すべて日本国法とします。

第27条（合意管轄裁判所）

会員契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社所在地を所管する簡易裁判所、地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

以上

付属規約（個人情報の取り扱いに関する同意条項）

第28条（個人情報の収集、保有、利用）

1. 申込者及び会員は、当社所定の保護措置を講じたうえで、次の各号の情報（以下、「個人情報」という。）を当社が収集、保有、利用することを同意します。
 - ① 申込書に記載した情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールのアドレス、家族構成、居住年数、勤務状況など）、法人や個人事業主の状況の情報、決済口座の情報、または、申込書以外で当

社に届け出た情報

- ② 申込書に記載した申込日、契約書等に記載した契約日とその終了予定日、カードの名称、契約番号、有効期限、契約額、支払回数
 - ③ ショッピングの開始後の利用残高、返済状況
 - ④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、取引時確認のために当社に提出した本人確認書類に記載された情報
 - ⑤ 収入確認のために当社に提出した源泉徴収票、所得証明書、決算書などに記載された情報、支払能力を調査するために当社に申告した資産、負債、収入状況などの情報
 - ⑥ 公的機関から当社が取得した住民票などに記載された情報、公的機関が公開する情報
※公的機関に交付申請時は、法令などにより、本項第①号ないし第③項の情報の一部の開示が必要になります。
 - ⑦ 官報や電話帳や住宅地図などで一般向けに公開される情報
 - ⑧ 通話や対面により当社が独自で知り得た情報（記録媒体に音声や映像を記録した情報を含みます）
2. 申込者及び会員は、当社が前項を遂行する目的が次の各号によることを同意します。
- ① 入会申込の審査、会員契約の成立後の与信判断にかかる審査や与信管理
 - ② 問い合わせや相談などに対する回答、アフターサービスの実施、個人情報の開示請求時の対応
 - ③ 現行商品やサービスの改善、新たな商品やサービスの開発

第 29 条（信用情報機関への登録、利用）

- 1. 申込者及び会員は、当社が支払能力を調査するために、当社が加盟する個人信用情報機関（以下、「加盟信用情報機関」という。）及び加盟信用情報機関が提携する個人信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」という。）に照会し、申込者及び会員の個人情報が登録されているときはこれを利用することを同意します。
 - 2. 申込者及び会員は、当社によって、カードの取引に関する客観的な取引事実に基づいた個人情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関に登録され、その加盟会員会社によって、申込者及び会員に対する支払能力の調査のために相互利用されることを同意します。
 - 3. 当社の加盟信用情報機関は下記とします。なお、加盟信用情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法によって、支払能力の調査以外の目的での使用は禁止と規定されています。
- ① 加盟信用情報機関

名称	株式会社シー・アイ・シー（CIC） 割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関
所在地	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階
フリーダイヤル	0120-810-414
ホームページ	https://www.cic.co.jp/
登録情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報 契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間/、支払回数等契約内容に関する情報等

	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等
登録期間	1. 会員規約にかかる入会申込をした事実は、当社が株式会社シー・アイ・シーに照会した日から6カ月間 2. 会員規約にかかる客観的な取引事実は、契約期間中及び契約終了後5年以内 3. 債務の支払いを延滞した事実は、契約期間中及び契約終了後5年間

② 提携信用情報機関

名称	株式会社日本信用情報機構 貸金業法に基づく指定信用情報機関
所在地	〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル 5号館
電話番号	0570-055-955
ホームページ	https://www.jicc.co.jp/
名称	全国銀行個人信用情報センター
所在地	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
電話番号	03-3214-5020
ホームページ	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

株式会社シー・アイ・シー並びに上記の提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

上記の各提携信用情報機関の加盟会員会社名などは各機関のホームページに掲載されています。なお、上記の各提携信用情報機関に登録されている情報の開示は、当社ではなく、各提携信用情報機関が行います。

第30条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 申込者及び会員は、当社及び加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に従い、自己の個人情報の開示を請求することができます。

① 当社の窓口

名称	もみじカード株式会社
登録番号	中国経済産業局 中国（包）第10号
所在地	〒730-0022 広島市中区銀山町4番10号
電話番号	082-241-3088
ホームページ	http://www.momiji-card.co.jp/

② 加盟信用情報機関の窓口

株式会社シー・アイ・シー

2. 開示請求により万一登録内容が事実と相違していることが判明した場合、申込者及び会員は、当該情報の訂正、削除の請求ができます。

第31条（本同意条項に対する不同意）

1. 申込者が申込書に必要事項を記載しない場合、当社は、入会申込の謝絶を行うことがあります。
2. 会員が本同意条項の全部または一部を承認できない場合、当社は会員資格の取消を行うことがあります。

第32条（契約不成立の対応）

申込者は、当社が入会申込を否決判定したときでも、入会申込を行った事実と当社が取得した個人情報を当社が利用すること、かつ、当社による加盟信用情報機関への登録によって加盟会員会社に利用されることを同意します。

以上

第2章 保証委託規約

第33条（保証委託規約の目的）

保証委託規約は、家賃債務保証、そのほかの滞納保証にかかる契約の当事者である当社が引受する賃貸保証の取り扱いを規定することを目的とします。

第34条（保証委託契約の位置づけ）

1. 保証委託契約は、これに同意したうえで、当社所定の申込書（前章と同じく、以下、「申込書」という。）に記入した方（前章と同じく、以下、「申込者」という。）が申込書を賃貸人に提出した時点で申込みがあったものと解し、当社所定の審査により可決判定となった時点で契約が成立します。なお、判定結果は、加盟店を介しての通知によります。
2. 保証委託契約は、当社が可決判定した個人または法人（個人事業者を含み、以下、「賃借人」という。）と賃貸人との間による賃貸借契約（以下、「本賃貸借契約」という。対象となる物件を「本物件」という。))を対象として成立します。
3. 前項に伴い、賃借人は、保証委託契約を遵守する責を負います。
4. 本賃貸借契約は、賃借人、賃貸人の双方合意によって成立したものと扱います。なお、次の各号に該当したときは、当社に対する効力が一切生じないものとします。
 - ① 当社の事前承認を取得せず、本賃貸借契約を変更したとき
 - ② 本賃貸借契約において、保証委託契約の類似取引について、賃借人が当社の同業他社に重複引受させたとき

第35条（保証部門への引き継ぎ）

1. 会員資格の喪失に至った非会員についての扱いは、次の各号によります。
 - ① 非会員の保証引受
保証部門に自動的に移管
 - ② 非会員が遵守すべき約定
会員規約から保証委託規約に自動的に移管
2. VISA/Master/JCB/AMEX/Dinersなどの国際ブランドが付帯するクレジットカード（以下、「国際カード」

という。)によって、本賃貸借契約で賃借人負担が定められた費用を支払うときは、本賃貸借契約を締結した時点から、前各号の扱いとします。

第36条（保証部門の役割）

保証委託契約の成立に伴い、当社は賃借人から委託を受けた連帯保証人としての役割を負います。これにより、本賃貸借契約で賃借人負担を定めた費用（以下、「賃借人が支払うべき債務」という。）に不履行が生じた場合、当社は、賃貸人に対して、保証委託契約に従い、連帯保証人として負担すべき債務（以下、「連帯保証人が負担すべき債務」という。）を履行します。

第37条（保証引受の内容）

1. 保証引受の対象は、賃借人の保証委託契約の有効期間内に生じた家賃、共益費、管理費、駐車場代など、毎月生じる固定費用（以下、「賃料等」という。）を含め、【表-A】に定める賃借人が支払うべき債務に限定します。
2. 保証引受の限度額は、賃料等の24か月分とします。
3. 本賃貸借契約で賃借人負担が定められたときでも、【表-B】に定めるところは、保証引受の対象外にします。
4. 本賃貸借契約の締結後、賃貸人（管理会社や資産運用会社などを含みます）が変更になったときは、賃料等だけが保証引受の対象になり、それ以外のすべてが保証引受の対象外となります。

第38条（保証引受の有効期間）

1. 保証引受の有効期間は、次の各号のいずれかとします。
 - ① 本賃貸借契約を新規に締結したとき
その締結日から本物件の明け渡しの完了日まで
 - ② 本賃貸借契約を過去に締結し、すでに賃貸借を開始していたとき
当社が保証引受をした日から本物件の明け渡しの完了日まで
2. 賃借人は、本賃貸借契約による退去予告と同時に、当社に対しても、これを通知することが必要となります。

第39条（保証引受にかかる費用）

賃借人は、当社に対して、保証引受にかかる費用（イニシャルで定めるところは【表-C】、ランニングで定めるところは【表-D】）を支払うことについて、異議なく承諾します。

第40条（賃料等の支払期日、支払方法）

1. 賃借人における賃料等の支払期日、支払方法は、下表によります。

対象	会員	非会員（会員資格を喪失した元会員）
方式	口座振替方式	代位弁済方式
支払期日	毎月26日 (休業日の時は翌営業日)	原契約の定めによる
支払方法	第10条の定めによる	原契約の定めによる

2. 支払期日の同月末日までに、賃借人が当社、または、賃貸人に対して、賃料等を支払ったときは、前項と同じ扱いとします。

第41条（求償権の発生）

賃借人が支払うべき債務が不履行となった場合、賃借人は、賃借人が支払うべき債務を弁済した当社において、賃借人に償還を求める求償権が発生すること、かつ、当社が賃借人に対して求償権を行使できることについて、異議なく承諾します。

第42条（当社による督促）

1. 賃借人が支払うべき債務の不履行に伴い、賃借人は、賃借人の勤務先を含めて、次の各号の手段によって、当社が督促を行うことができることについて、異議なく承諾します。
 - ① 固定電話、携帯電話、電子メール、電報、郵便（内容証明を含みます）による通知
 - ② 訪問（集合ポストまたは玄関ポストに手紙を投函することを含みます）
2. 前項の結果、賃借人が音信不通などに至った場合、賃借人の安否（身体や精神の異常など）、緊急事態に陥っていない客観的事実（公共料金のメーター、郵便ポストなど）を把握することを目的として、賃借人は、賃借人から合鍵を借り受けて当社が本物件に立ち入ることができることについて、異議なく承諾します。
3. 賃借人は、督促にかかる業務を当社が任意に外部委託できることについて、異議なく承諾します。

第43条（求償権、事前求償権）

1. 賃借人が支払うべき債務を履行しないことについて、本賃貸借契約に基づいて賃借人に正当な事由がある場合、賃借人は、当社に対して、支払期日の前日までに、その事由を書面で説明することが必要になり、これを怠ったときは、当社による求償権の行使を拒否できないものとします。
2. 当社による督促の有無、前後にかかわらず、賃借人は、速やかに、賃借人が支払うべき債務に次の各号を加算して償還することについて、異議なく承諾します。

① 償還に要した費用（銀行振込手数料など）
② 賃借人に対する督促にかかる当社の事務手数料 ・督促1件（督促手段にかかわらず、月ごとの督促を1件とする。）について、1,100円（消費税込）
③ 連帯保証人が負担すべき債務の履行に要した費用
④ 当社における求償権の行使、保全に要した費用

3. 賃借人が支払うべき債務は、前項の償還により履行されたものとして扱います。なお、賃借人の当社に対する償還の方法は、次の各号によります。

① 当社所定の銀行振込 もみじ銀行 本店営業部 普通 4021531 口座名義 もみじカード株式会社
② 当社所定のコンビニエンスストア払い

4. 理由のいかんにかかわらず、賃借人が償還を遅滞したときは、遅滞の発生日から完済日までの期間を対象として、第2項各号を加算した償還金額に対して、年14.60%（年365日（うるう年は366日）の日割り計算）の遅延損害金が賃借人の負担となります。
5. 次の各号のいずれかに賃借人が該当したときは、連帯保証人が負担すべき債務の履行前であっても、当社による事前求償権の行使を拒否できないものとします。
 - ① 毎回繰り返し求償権が発生させたとき
 - ② 当社に対する償還を怠ったとき
 - ③ その他、事前求償権の行使が妥当と当社が判断できる事由が生じたとき

6. 求償権、事前求償権を当社が行使する場合、賃借人は、民法第461条（主債務の免責請求）による抗弁権を主張できないことを承諾します。
7. 求償権の保全のために、当社が必要と判断したときは、当社が公的機関から住民票などを任意に取得できるものとします。

第44条（法的措置）

当社は、償還を遅延する賃借人（償還が見込めない者を含め、以下、「滞納者」という。）に対して、次の各号の法的措置を任意に講じることができます。

- ① 支払督促
- ② 少額訴訟
- ③ 通常訴訟

第45条（明け渡し、残置物の処理）

1. 理由のいかんにかかわらず、本賃貸借契約が終了したときは、本物件から退去したうえで、本物件を賃借人に明け渡すものとします。
2. 明け渡し以降、本物件に残置物があるときは、保証委託契約の成立をもって、賃借人が当該所有権を放棄したものと扱い、当社は、任意に残置物を処分できます。
3. 当社が残置物を撤去、搬出、倉庫保管（最長2か月間）したときは、そのほかの営繕費や水道光熱費などの費用を含めて、賃借人が支払うべき債務に加算するものとし、賃借人は、速やかにこれを当社に償還することについて、異議なく承諾します。

第46条（保証会社以外の連帯保証人）

1. 賃借人が法人の場合、本賃貸借契約の締結の際に、当該法人の代表者個人が当社以外の連帯保証人となることを要します。
2. 保証委託契約においては、当社以外の連帯保証人がすでに次の各号を承諾したうえで、申込書に記載されたものとし、これにより、当社以外の連帯保証人によって、賃借人が支払うべき債務の履行が承諾されたものとして扱います。
 - ① 当社以外の連帯保証人における極度額は、保証委託契約に定める連帯保証人が負担すべき債務と同額となること
 - ② 本物件にかかる内容、主債務者となる賃借人の財産や収支などの状況について、すでに把握していること
 - ③ 主債務者となる賃借人の債務の履行状況について、当社等から当該情報提供がなされること
 - ④ 主債務者となる賃借人が期限の利益を喪失した場合、当社等から当該情報提供がなされること

第47条（権利質）

1. 賃借人は、加盟店規約&賃貸保証規約に基づく当社の賃借人に対する債務を担保するため、原契約に基づき有している敷金、保証金（その他名称の如何を問わず原契約の終了に伴い賃借人に返金される金員、以下、「敷金等」という。）等の賃借人の賃借人に対する返還請求権に対し、質権が設定されることに異議なく承諾します。
2. 賃借人は、前項の質権設定に関し、当社が賃借人の代理人として賃借人に対し、確定日付のある証書による通知をすることを認め、また、原契約に基づく敷金等返還請求権の当社以外のものに対する処分または担保

提供をしないものとします。

第48条（個人情報の取り扱い）

1. 申込者及び賃借人の個人情報について、当社が収集、保有、利用する目的は、次の各号によります。
 - ① 保証引受の申込にかかる審査
 - ② 保証委託契約及び賃貸保証契約の成立後の取引にかかる審査、債権（求償権を含みます）と債務の管理
 - ③ 問い合わせや相談などに対する回答、アフターサービスの実施、個人情報の開示請求時の対応
 - ④ 現行商品やサービスの改善、新たな商品やサービスの開発
2. 申込者及び賃借人の個人情報について、当社は、次の各号の業務を履行するために、第三者に提供します。
 - ① 賃貸借契約の作成、締結、更新、変更、終了に伴う業務
 - ② 本物件が証券化されているときなどはこれに伴う業務
 - ③ 公的機関またはその委託者による法令に基づいた業務
 - ④ 賃借人等の生命、身体、財産などの保全に要する業務
 - ⑤ その他、保証委託契約及び賃貸保証契約により、当社が履行すべき業務

なお、当社が提供する第三者とは、次の各号とします。

 - ① 賃貸人、本物件の所有者、不動産仲介会社
 - ② 管理会社（プロパティマネージャー）
 - ③ 資産運用会社（アセットマネージャー）
 - ④ 当社所定の収納代行会社、回収代行会社、そのほかの外部委託先、カード会社、弁護士や司法書士などの専門家
 - ⑤ その他、当社が業務を履行するために必要な提供先
3. 申込者及び賃借人は、自己の個人情報について、開示の請求をするときは下記の窓口とし、請求後、登録内容が事実と相違していることが判明したときは、当該情報の訂正、削除を受け付けます。

○当社の窓口

名称	もみじカード株式会社
所在地	〒730-0022 広島市中区銀山町4番10号
電話番号	082-241-3088
ホームページ	http://www.momiji-card.co.jp/

4. 当社が個人情報を完全に削除する時期は、次の各号とします。
 - ① 申込者 謝絶日から7年間経過後
 - ② 賃借人 有効期間の満了日から7年間経過後
5. 申込者が申込書に必要事項を記入しない場合、当社は、保証引受の謝絶の扱いとすることができます。また、賃借人が本条第1項及び第2項の全部または一部を承認できない場合、当社は、保証委託を解除することができます。

第49条（保証委託契約の解除）

1. 次の各号のいずれかに賃借人が該当した場合、この事実を知り得た時点をもって、賃借人は、賃貸人により本賃貸借契約が解除されると同時に、賃借人に対する催告なしで、当社が保証委託契約を解除できることについて、異議なく承諾します。
 - ① 第22条第1項各号のいずれかに該当したとき

- ② 保証委託契約に違反したとき、当社における複数の保証引受において、ほかの物件にかかる保証委託契約に違反したとき
- ③ 前各号のほかに、強制解除が妥当と当社が判断できる事由が生じたとき
- 2. 次の各号のいずれかに該当するなど、賃借人が本賃貸借契約に違反した場合、賃貸人がこの事実を知りえた時点をもって、賃借人は、賃貸人により本賃貸借契約が解除されると同時に、賃借人に対する催告なしで、当社が保証委託契約を解除できることについて、異議なく承諾します。
 - ① 本物件において、用途を変更、占有者を変更、追加など、本賃貸借契約にかかる禁止行為に該当したとき
 - ② 本賃貸借契約にかかる賃借人の地位を移転、権利を譲渡したとき、または、賃借人が転貸したとき
 - ③ その他、本賃貸借契約にかかる債務を賃借人が履行しないとき
- 3. 保証委託契約の解除に至ったといえども、償還にかかる債務は、当然に賃借人がその支払責任を負います。

第50条（保証委託契約の終了）

前条に該当しない場合、保証委託契約は、賃借人が負担すべき債務がすべて消滅した時点で、自動的に終了します。

第51条（保証委託規約の問い合わせ）

保証委託規約の問い合わせなどは、第48条に記載する窓口で受付します。

第52条（保証委託規約の変更）

当社は、当社所定の手続きより保証委託規約を変更でき、変更した保証委託規約をホームページなどで公表します。なお、公表後に、当社が連帯保証人として負担すべき債務を履行したときは、変更した保証委託規約を賃借人が同意したものとして扱います。

第53条（会員規約の準用）

保証委託規約に特段の定めのない事項は、次の各号により読み替え、これを準用します。

- ① 会員規約に定める「加盟店」を「賃貸人」
- ② 会員規約に定める「会員」を「賃借人」

以上

■別紙 諸条件一覧

【表-A】保証引受の対象	第37条（保証引受の内容）参照
<ul style="list-style-type: none"> ① 賃借人の保証委託契約の有効期間内に生じた家賃、共益費、管理費、駐車場代等 ② 保証会社の事前承認を取得したときは、下記の毎月生じる変動費用 <ul style="list-style-type: none"> ア) 賃借人の按分負担となる水道光熱費など イ) 不定期に生ずる保険料やサービス使用料など ③ 賃貸借契約の終了後、明け渡しの不履行に伴う賃料等に相当する 	

	<p>損害金</p> <p>具体的には、賃貸借契約の解除日の翌日から明け渡し日までの期間に生じた賃料等の日割り分</p> <p>④ 賃貸借契約の解除に至る正当な事由が存在すると当社が判断する場合において、本物件の明け渡しまでに要する法的措置に要する費用（弁護士費用を含みます）で、当社の事前承認を取得し、賃貸人が立て替えた費用</p> <p>⑤ 更新時にかかる更新料。ただし、原契約の更新時において、賃料等の債務履行の滞納または当社による保証債務の履行がある場合、及び原契約の更新日から1か月を超えた後に賃貸人が当社に請求した場合を除く</p> <p>⑥ 短期解約にかかる違約金。ただし、賃借人からの申し入れによる原契約解除に限るものとし、原契約の解除通知時において、賃料等の債務履行の遅滞または当社による保証債務の履行がある場合を除く</p> <p>⑦ 退去予告通知の義務違反に対する違約金。ただし、賃借人からの申し入れによる原契約解除に限るものとし、賃料不払い等の理由により、原契約の解除に至った場合は除く</p> <p>⑧ 退去時にかかる残置物撤去費用</p> <p>⑨ 退去時にかかる原状回復費用（国土交通省・住宅局による「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に準拠）</p> <p>⑩ そのほか、当社の事前承認を取得し、賃貸借契約で賃借人負担と定めた費用</p>
--	--

【表-B】保証引受の対象外	第37条（保証引受の内容）参照
	<p>⑪ 敷金、礼金、保証金などの 初期費用</p> <p>⑫ 賃貸借契約に定める遅延損害金、督促に伴う事務手数料など</p> <p>⑬ 戦争、内乱、放射能汚染、天災などの不可抗力により生じた損害 火災、ガス爆発、水漏れなど、賃借人の故意や過失行為により生じた損害 賃借人の自殺行為、犯罪行為、心神喪失中の行為などにより生じた損害</p> <p>⑭ そのほか【表-A】に含まれない一切の債務</p>

【表-C】保証料（イニシャル）		第39条（保証引受にかかる費用）参照
初回保証料	会員	
	店頭受領	
①金額	賃貸借契約の締結に伴い、賃貸人が通知した金額	
②支払期日	賃貸借契約の締結日まで	
③支払方法	賃貸人に対する銀行振込 (賃貸借契約の締結時の現金持参も含む)	

④特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸保証は、賃料等を滞納したときの保険ではなく、賃貸借契約を締結するための条件であること ・ 賃貸借契約の対象となる物件の追加で賃料等が増額した場合、増額分の初回保証料が追加負担となること ・ 賃貸借契約の締結に伴い、初回保証料が返還されないこと
-------	---

【表-D】保証料（ランニング） 第 39 条（保証引受にかかる費用）参照

		会員	非会員(会員資格を喪失した元会員)
月次保証料	①金額	賃貸借契約の締結に伴い、賃貸人が通知した金額	毎月の賃料等×3.5% 月次保証料:下限額 3,500円
	②支払期日	毎月 26 日(休業日の時は翌営業日)	
	③支払方法	会員規約第 10 条の定めによる	①当社所定の銀行振込 ②当社所定のコンビニエンスストア払い
	④特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃料等を滞納したときは求償権が発生すること、たとえば 1 日の滞納でも督促されることがあること ・ 毎回繰り返し求償権が発生させたとき、当社に対する償還を怠ったときは、事前求償権が発生すること ・ 賃貸借契約を解約しても、月次保証料が日割りで返還されないこと 	
年次保証料	①金額	賃貸借契約の締結に伴い、賃貸人が通知した金額	35,000 円
	②支払期日	毎年契約月の 26 日(休業日の時は翌営業日)	
	③支払方法	会員規約第 10 条の定めによる	①当社所定の銀行振込 ②当社所定のコンビニエンスストア払い
	④特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃料等を滞納したときは求償権が発生すること、たとえば 1 日の滞納でも督促されることがあること ・ 毎回繰り返し求償権が発生させたとき、当社に対する償還を怠ったときは、事前求償権が発生すること ・ 賃貸借契約を解約しても、年次保証料が日割りで返還されないこと 	